

## 「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集(再改訂版)」公表

賃貸住宅に関する様々な疑問点を解説した「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集」の再改訂版が国土交通省から公表されました。新制度の追加や分かりやすい表現への修正の工夫が見られます。



この事例集は平成23年3月に、

賃貸住宅の賃貸借関係紛争にかかる相談者が、相談を実施する際に活用できる事例等の小冊子として作成されたものです。

主な相談と考えられるものについて項目別に整理し、想定質問を作成。その対応について例として示したもので、法的な見解を示すものではありません。

事例集の質問項目は、「借主からの質問」「連帯保証人からの質問」「貸主からの質問」と、相談者の立場別に3部に分かれています。借主からの質問では、入居前・入居中・退去時の時系列に沿って、解説されています。

貸主からの質問では、重要事項説明・契約・更新・家賃などが

取り上げられています。

### データをアップデート

特筆されるのはこうした質問の参考資料として、質問項目別の追加、アンケート結果等データの更新などをアップデートし、先、トラブルの迅速な解決にかかる制度が紹介されている点で、全体像の理解に役立ちます。

また、事例集は平成24年2月に「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の変更を反映する改訂を行い、令和4年3月には令和2年4月から施行された改正民法の内容や、民間賃貸住宅の賃貸借実務における近年の動き等を反映する改訂を行つ



「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集」が参考になります

ています。

今回の改訂では、改正民法によつて賃貸借実務の相談対応に影響が生じると考えられる事項（極度額の定め等）や、インターネット環境、家賃債務保証業者の活用の増加など、賃貸借契約実務において、より重要性を増している事項について、Q&Aの新設、既存解説を更新し、改正民法の適用関係について解説しています。



東京の帝国ホテルが本館の建て替えを機に、新規事業として賃貸ビジネスに参入する、と報道されました。すでにスタートしているサービスアパートメント・賃貸住宅など賃貸住宅事業を始めるようです。プランの詳細は明らかにされていませんが、「日比谷に“住まう”」賃貸住宅の構想に興味は尽きません。

### ちょっと一服

帝国ホテル以外にも、新規に賃貸住宅の経営に参画する企業が目立ちます。所有する土地や旧社宅、不要になった工場施設などを活用して、安

手探りで進むウイズコロナ下、これから季節もよく、連休から梅雨の始まる6月にかけてもなお、部屋を探すお客様の来店が続きます。契約に至らなかつた物件に関しては、万全の態勢で契約に取り組みたいと思つております。

### 手探りで進むウイズコロナ下 万全の態勢で契約に取り組みます

これまで部屋を借りる際、未成年者は親の同意を得ずに契約を取り消すことができました。未成年者は親の同意を得ずに契約を取り消すことができました。

### 18歳年に達しているか 契約時に確認が必要

今年の4月1日に「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が引き下げられて、18・19歳が成人の仲間入りをしました。親の同意がなくとも携帯電話の契約やクレジットカード、そして賃貸借契約も一人で契約が可能に



賃貸経営  
ワントピント  
アドバイス

### 民法改正で18・19歳が成人の仲間入り

ド、そして賃貸借契約も一人で契約ができるようになりました。これまで部屋を借りる際、未成年者は親の同意を得ずに契約を取り消すことができました。

一般的に賃貸借契約には、連帯保証人もしくは家賃保証会社の利用が求められ、場合によっては収入証明書も必要になりますので、18歳の成年だからといふべきです。

生するため、一方的に取りやめることはできないため、新たな問題が懸念されています。

未成年者は親の同意を得ずに契約を取り消すことができました。未成年者は親の同意を得ずに契約を取り消すことができました。



合、賃貸借契約を結ぶ際には、行政サイドの視点でコンパクトにまとめられており、賃貸経営の教科書を思わせる内容です。国土交通省のホームページからダウンロードできますので、一度結んだ契約は権利と共に義務等の利害関係が発生するため、丁寧な説明が求められます。

従来に増して間違いが起こらないように、丁寧な説明が求められます。

なお、民法の成年年齢が18歳に引き下げられても、飲酒、喫煙などの投票券を買うことはできません。

世界では18歳の成年年齢が主流となりますが、これから日本の社会全体が18歳成年に馴れ親しむまでにかかる時間が必要となる

### 「新しいお部屋で新生活!『賃貸借契約』を理解して、トラブルを防ごう!!」

**【若者向け注意喚起シリーズ(№10)】**  
**「賃貸借契約」を理解して、トラブルを防ごう!!**

◆事例① 賃貸マンションを借り、賃料上げと交渉した結果、賃料を上げられましたが、最終的に賃料を下げる方向で合意した。結果として1ヶ月の賃料が免除された。最終的には不必要な部屋で、契約書に記載はなかった。実態と記載とは違いました。  
◆事例② 賃貸マンションを借り、賃料を下げる方向で合意した。結果として1ヶ月の賃料が免除された。最終的には不必要な部屋で、契約書に記載はなかった。実態と記載とは違いました。

◆トラブルに陥わないために  
契約書の記載内容や賃料の算出方法をよく理解する。○○○  
賃料を下げる方向で合意する場合は、賃料の算出方法をよく理解する。  
入居後は、届中のトラブルは賃貸側に対して対応する。  
決済方法をよく確認する。決済できない場合は必ず契約書に記載する。  
決済方法をよく確認する。決済できない場合は必ず契約書に記載する。

そして、民法改正にともなう18・19歳の成年年齢の引き下げについては、2022年4月1日から、18歳になれば、一人で賃貸借契約ができるようになります。しかし、原則として一方的に契約をやめることはできないので、契約するかどうか、慎重に検討しましょう、と結んでいます。同センターでは、住宅の賃貸借に関する消費者トラブルは、10~20歳代の若者にも見られ、親元を離れ新たな生活を始める際に賃貸借の契約をすることが多く、トラブルにならないよう注意が必要、としていることから、契約に際してはより一層分かりやすく丁寧な説明が求められるものです。

### 情報パック



### 国民生活センターが「賃貸借契約にまつわる相談」と「トラブル防止のポイント」を公表

(独)国民生活センターや全国の消費生活センターに寄せられる住宅の賃貸借に関する相談件数は、年間およそ3万件(8令和2年実績)です。このうち、契約当事者が20歳未満及び20歳代の相談の件数は、約21%の6千件程度寄せられています。

そこで、国民生活センターはこのほど、「若者向け注意喚起シリーズ」として、「新しいお部屋で新生活!『賃貸借契約』を理解して、トラブルを防ごう!!」を公表しました。

若者の新生活がスタートする春のタイミングと、民法改正にともなう18・19歳が成人となるこの時期に、契約に関するト

ラブルの注意

